

2018年第3回定例会（2018年12月5日）

## 大山奈々子議員（港北区選出）代表質問と答弁

\*一問一答形式に編集  
（文責：日本共産党神奈川県議団）



### 【1】ともに生きる社会をめざして

- (1) 差別解消条例の制定について
- (2) 朝鮮学校に関する補助について
- (3) 視覚障がい者の参政権保障について

### 【2】県政の重要課題について

- (1) 企業誘致施策と産業政策の見直しについて
  - ア) 企業誘致施策の経済的効果について
  - イ) 企業誘致助成金の要件について
  - ウ) 産業政策の見直しについて
- (2) 米軍に関する問題について
  - ア) 相模総合補給廠について
  - イ) 空母艦載機墜落事故について

## 【1】ともに生きる社会をめざして

### (1) 差別解消条例の制定について

大山議員：日本共産党の大山奈々子です。日本共産党県議団を代表して質問いたします。

はじめに、ともに生きる社会をめざして何点か伺います。まず、差別解消条例の制定についてです。

昨年のわが会派の代表質問で本県のヘイトスピーチへの具体的な取り組みについて伺いましたが、ヘイトスピーチは形を変えて分散し、それを防ごうとする市民の活動も広がっています。県内では、川崎市、相模原市、横浜市でヘイトスピーチが相次いで企画、実施されています。特定の民族に向けられた差別的言動は、地域に暮らす多くの外国籍県民を震撼させ、平穏な暮らしの障害となっています。

川崎市では、2017年に「公の施設」の利用許可に関するガイドラインを定めており、さらに2019年に向けて条例化が検討されています。報道では、相模原市でも人権施策推進指針の改定にあたり、今後、人権関連の条例の制定の必要性も含めて検討していくとされています。横浜市は、残念ながらまだ条例の検討には進んでいない状況です。

ヘイトスピーチを行う団体は、当日のみならずその行為をネット配信することで、全国へ、世界へと憎悪を広げていくことを一つのパッケージとして取り組んでいます。神奈川から発信されたヘイトスピーチがまき散らされ、多くの方に癒しがたい傷を負わせます。県内自治体の中で取り組みに濃淡があるからこそ、広域での対応が求められます。

本年8月の「かながわ人権政策推進懇話会」の会合では、ヘイトスピーチ根絶に向け、委員から規制条例の早期制定を求める声が多くありました。しかし、次回開催は4か月

後、今月 12 月となっており、今日、明日にも県有施設にヘイト団体から使用許可申請があるかという情勢の中で、このテンポはあまりにのんびりしているといわざるを得ません。

2020 年にはオリンピックパラリンピックを迎えます。オリンピック憲章は、人種・肌の色、性別、性的指向などの理由による、いかなる種類の差別も禁じています。

東京都では本年 10 月に、ヘイトスピーチと L G B T 差別を一体に解消を目指す「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が制定されました。ヘイトに関しては、公共施設の利用基準の策定や拡散防止対策など、第三者委員会を設けて制度運用を目指しています。L G B T に関しては、一元的な相談窓口を開設して、全庁横断的に対応。市町村とも連携を図ることになります。関係者から喜びの声が聞こえてきます。

国会議員による人権侵害発言が相次ぐ中で、本県が先駆的に取り組む意義は大きいと考えます。

そこで知事に伺います。オリンピック開催を契機として、また、3 年目を迎える「ともに生きる社会かながわ憲章」の結実として、喫緊の課題であるヘイトスピーチ規制の条例や L G B T 差別解消条例の制定にテンポを上げて取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

**黒岩知事**：大山議員のご質問に順次お答えしてまいります。

ともに生きる社会をめざしてについて何点かお尋ねがありました。まず、差別解消条例の制定についてです。はじめに、ヘイトスピーチ規制の条例制定についてです。

私はこれまで、機会をとらえて「ヘイトスピーチは決して許されない」と訴えてきました。現在、こうした考えをしっかりと発信していくことなどを通じて、ヘイトスピーチの解消に向け取り組んでいます。

こうした中、県ではかながわ人権政策推進懇話会においてヘイトスピーチをテーマに取り上げ、有識者や各種団体の代表者など委員から様々なご意見をいただいています。そして、今月末に開催する懇話会では、ヘイトスピーチ問題に詳しい方に新たに委員に加わっていただき、さらに議論を深めていきます。

今後ともこの懇話会において、条例の制定などを含め委員の方のご意見を十分にお伺いした上で、ヘイトスピーチ解消に向けた効果的な方策を検討してまいります。

次に、L G B T 差別解消条例の制定についてです。県では、かながわ人権施策推進指針が今年 3 月に改定しました神奈川男女共同参画推進プランに基づき、性的マイノリティ、いわゆる L G B T の方々に対する支援に取り組んでいます。

具体的には、専門の相談員が当事者のもとに直接伺う相談事業や、同じ悩みを抱える方々の交流会などを実施しています。今後とも、条例制定によるのではなく、こうした事実を着実に推進していくことで、お互いの多様性を認め合う「ともに生きる社会」を実現してまいります。

## < 要望 >

**大山議員**：それでは要望を申し上げます。

2015 年に国連サミットで採択された国際目標 S D G s は、地球上の誰一人として取り残

さないことを誓っています。本県行政の中で社会から置き去りにされたと感じる県民を少しでも減らしていくことが地方自治体に求められておりますので、本日の質問とさせていただきます。

ヘイトスピーチ、LGBTなどの差別解消の課題については、差別解消のガイドライン制定や条例化など行政の取り組みが後手に回っており、差別行動が行政の取り組みに先行してしまっている現実があります。

本県の取り組みは多くの県民に期待されておりますので、スピード感を持って条例制定も視野に入れていただけて尽力されますよう、要望いたします。

## (2) 朝鮮学校に関する補助について

大山議員：次に、朝鮮学校に関する補助についてです。

国は、いわゆる高校無償化に関して、2012年以來、他の外国人学校の中でも朝鮮学校をその対象外としました。憲法が定める法の下での平等や学習権の確保に反する事態です。

国連人種差別撤廃委員会は、今年8月にも、再び総括所見の中で朝鮮学校が高等学校等就学支援金制度の対象外となっていることに懸念を表明し、同校の生徒たちが差別されることなく教育機会が保障されるよう要請しています。

国際社会から差別性を指摘されても国の方針に改善がみられない中で、補助金を交付して学校運営を支援し続けている自治体は、今年度、北海道・福島・新潟・長野・岐阜・静岡・愛知・滋賀・兵庫の各道県です。

ある県議会では、2017年9月の一般質問でこのような質問がありました。北朝鮮に対して国際的に連携し、経済制裁を実施している現状に鑑み、補助金交付については慎重に対応すべきとの趣旨です。県側からは「今後も私学助成の趣旨に鑑み、補助金の適正使用について厳正な調査を行い、その結果に基づき、適切に対応してまいります。」と答弁があり、補助金は継続されています。

しかし、本県は2013年度から北朝鮮の核実験を理由に朝鮮学校への経常費補助を停止し、一年の休止期間を経て、2014年度から朝鮮学校に通う児童・生徒への学費補助制度に切り替えました。「外国人学校に通う子ども達であっても、こうした不安定さの影響を受けることなく安定的に教育を受ける機会を保障する必要がある」という理念で作られた学費補助制度は、どんなに子どもたちを励ましたことでしょうか。

ところが、拉致問題を記述した教科書への改訂がなされなかったことを理由に、その学費補助さえ停止して二年になります。2015年度に年間約5600万円交付されていた学費補助がなくなり、小中高校生は月に約3万円を超える学費を負担しています。

本県の前提こそ理不尽であるにもかかわらず、学校側は全国教科書編纂委員会に毎年改訂を要請していますが、人材不足、財政難等の事情で改訂が叶わないと聞いています。

また、学校では拉致問題に関する詳細な副教材を作成し、学校を開く週間を設けて授業や教材を公開し、地域の方々と交流を続けておられます。

ちなみに、本県の私立学校に対する補助金の不交付要件として、財務計算書類が虚偽であるといった学校の管理運営が適正を欠くなどの項目がありますが、朝鮮学校はこれには該当しなかったことは、本県が確認しています。

本来の経常費不交付要件にもない教科書改訂という特例を設けて、鮮学校だけに補助金を交付しないことは明らかな差別です。

私たちは2015年と本年11月にも、神奈川朝鮮中高級学校を視察しました。体育館の暗幕は穴だらけで、錆びついた水道管を保護者がなんとか修理し、トイレの改修も技術をもつ保護者の指示のもとでお父さんたちの手によって改修されたそうです。

教員の給与も3か月の遅配が続き、大幅カットされ、一時金も停止せざるを得なかったと聞きました。退職教員の補充ができず、24名いた先生が2年間で17名になり、必死になって学校を回しているとのことでした。学費が払えず転校を余儀なくされた子どももいると聞きました。補助金がなくなったことによる教育条件の悪化は明らかです。

卒業生や在校生は一口千円運動を行ったり、基金を作って財政支援をしています。2017年には、本県に対して9回にわたる補助再開の要請がありました。川崎朝鮮初中級学校の校長先生や保護者、神奈川朝鮮中高級学校の高級部の3年生、卒業生、そして、父母会であるアボジの会オモニの会、また、支援する市民団体である学費補助再開を求める県民会議などです。

さらに、本年2月には県民会議と高級部の3年生34人が約1万8500筆の署名を携えて県庁に要請に来られ、涙ながらに訴える方もいたと聞いています。神奈川県が県民を泣かせています。

今年1月に、神奈川県弁護士会に対して朝鮮各級学校5校の保護者118名が人権救済の申し立てを行い、「救済措置を講ずる必要がある」との結論から、11月に県弁護士会は本県に対して次のように警告しました。

「このような取り扱いは、朝鮮学校に通う児童生徒らに対する差別を助長するものにつながりかねないものであり、きわめて重大な問題である。よって、当会は貴県に対し朝鮮学校に通う児童・生徒らに対する学費補助金の不支給という人権侵害を直ちに止めるとともに、朝鮮学校に通う児童生徒らの権利を回復するため、直ちに過去にさかのぼって学費補助金を交付するよう警告する」というものです。弁護士会は、今年の会長声明よりさらに強い「警告」を発するに至ったわけです。この警告を真摯に受け止めるべきです。

朝鮮学校側の努力では如何ともしがたい事情で、その前提が果たせないからと言って、朝鮮学校に通う子どもたちだけを私学助成制度から排除することは不当であり、学費補助制度創設の理念にも反しています。さまざまな国際大会が相次ぐ本県で民族差別をすることは、本県の人権感覚が世界に問われることとなります。

そこで知事に伺います。神奈川県弁護士会からの警告をどのように受け止めているか、認識を伺います。また、罪なく差別に苦しむ子どもたち、保護者の皆さん、支援者の皆さんの切実な声に応えて、すみやかに朝鮮学校に関する補助を再開するべきと考えますが、見解を伺います。

**黒岩知事**：次に、朝鮮学校に関する補助についてです。

県は平成23年に朝鮮学校の教科書から拉致問題の記述が削除されて以来、神奈川朝鮮学園に対し、教科書を改訂し拉致問題を明確に記述するよう、繰り返し求めてきました。

学園からは、平成28年度中に教科書編纂委員会が改定作業を行う予定と説明がありましたので、その中で拉致問題について明確に記述することを前提に、朝鮮学校の児童生徒に

対する学費補助金を平成 26 年度と 27 年度は交付してきました。

しかし、平成 28 年度中の改定が見送られ、改定の見送りは平成 25 年度に続き 2 度目となったことから、このような状況で学費補助金を継続することは県民の皆様の理解を得られないと判断し、平成 28 年度以降は交付をしていません。（「そうだ」の声あり）

今回、神奈川県弁護士会から人権救済措置の通知が出されたことは承知しています。この通知では県に対し、過去にさかのぼって学費補助金を交付するよう警告しています。

こうした通知書は受けましたが、県としては、朝鮮学校に通う児童生徒への学費補助金は拉致問題の明確な記述のある教科書への改訂を確認したら交付する考えであり、これまでの県のスタンスに変更はありません。私からの答弁は以上です。

### <再質問>

**大山議員：**ご答弁いただきました。一点、再質問させていただきます。朝鮮学校の補助についてです。

県弁護士会の警告を一顧だにしない冷たいご答弁をいただきました。知事は差別しているという意識はない、一方、差別されていると苦しむ県民がいる。こういう場合はやはり両者が対話することが求められます。

朝鮮学校に通う児童生徒や保護者らは、昨年からでも 10 回にわたって県庁に要請に見えています。今度は知事の方が子どもたちの声を直接聞く機会を設けていただきたいと思います。見解を伺います。

**黒岩知事：**警告につきましては県弁護士会の判断として受け止めていますけれども、拉致問題の明確な記述のある教科書への改訂を確認したら学費補助金を交付するという、県のスタンスに変更はありません。

ボールは先方にあります。お会いなさるのであれば、教科書編纂委員会に行ってその教科書改訂ということを求める、それが筋だと思います。答弁は以上です。

### <再々質問>

**大山議員：**再々質問させていただきます。私は拉致問題を書いた教科書のことを申し上げているのではなく、子どもたちと会って声を聴く機会を設けていただきたいと思います。質問いたしました。それに対してはいかがでしょうか。

**黒岩知事：**拉致問題の明確な記述のある教科書への改訂を確認することができたら学費補助金を交付するという県のスタンスは、全く変わらないわけであります。

ですから、子どもたちと私が会う必要はないと思います。会うのは教科書編纂委員会の方に行って、この拉致問題を何とか書き込んでくださいと頼みに行くのが本来の姿ではないかと申し上げている次第であります。答弁は以上です。

### <要望>

**大山議員：**次が朝鮮学校への補助についてです。

朝鮮学校は、教科書編纂委員会には何度も働き掛けをされています。

第二次世界大戦中に我が国は朝鮮半島を植民地支配し、皇民化政策の中で民族の言葉と名前を奪いました。戦後、日本に残った方たちは民族の言葉と誇りを取り戻すため、自らの力で各地に朝鮮学校をつくりました。

こういう経過を持つ朝鮮学校に対して、今なお差別的な対応を行っている本県のあり方は、二重三重に隣国の方々を傷つけています。

ところで、本県が子供たちの学費補助制度を作った頃に、関内の駅前で黒岩知事の判断を批判する方の声がスピーカーから聞こえてきました。知事は様々な方の声を聞かなければならない大変なお立場だなど、改めて感じたところです。

ところで、今年7月、サッカーの本田圭祐選手が神奈川朝鮮中高級学校をサプライズ訪問したことがSNSで話題となっていました。報道では、これはかつてのチームメイト、安英学（アンヨンハ）選手の交流から具体化したことでした。今年4月、朝鮮半島の板門店で南北首脳会談が行われましたが、この平和への一歩を、本田選手がアンヨンハ選手に祝福の言葉を送ったことがきっかけで企画されたサプライズでした。

子どもたちは大歓声で本田選手を迎え、本田選手は子どもたちにサイン色紙を残しました。そのことに言及したアンヨンハ選手の言葉をご紹介します。

「生徒たちに送るサイン色紙に“仲間”という言葉添えてくれたんですよ。あの言葉は、子供たちの心に強く響くものだったと思います。日本で生まれ育ち、自分たちではどうすることもできない情勢に左右され、時に傷つき悩み葛藤してきた彼ら彼女たちにとって、あの言葉はどんな言葉よりも心強い“魔法の言葉”でした」というものです。

仲間ハズレではなく「仲間なんだよ、どの国の子も分け隔てなく神奈川県は応援するよ」と、メッセージを発信する時ではないでしょうか。

差別の痛みを知る県民は、みんな知事の判断を応援すると思います。

### (3) 視覚障がい者の参政権保障について

大山議員：次に、政治参加の権利に関してもすべての有権者に等しく保障するために、視覚障がい者の参政権保障について質問いたします。

2019年は統一地方選挙と参議院選挙が控えています。視覚障がい者の方々から、様々なご要望をお聞きしております。たとえば、選挙公報の点字版あるいは音訳版が用意されていないのは33市町村中2市12町村もあり、情報格差が生じています。また、音声版・点字版がある自治体であっても、団体に所属していない多くの視覚障がい者へも配布できるよう改善が求められています。投票所に行くための交通手段の確保や、同行援護を無償にすることなども求められています。

また、候補者氏名や国民審査の裁判官の点字名簿が期日前投票所にそろっていないこともあるといい、早期の改善が課題です。

さらに、最高裁判所裁判官国民審査においては、点字投票の場合、罷免する裁判官名をすべて点字で打ち込む必要があります。裁判官の点字名簿は、裁判官名よりも審査方法を先に書いてほしいということ、投票所入場券にはそれとわかる点字シールを貼ることなど、まさに当事者でなければわからない点の指摘もあります。

投票所の照明や記入台、筆記用具の整備などは、視覚障がい者のみならず弱視や高齢者

の方にも期待されています。投票所での声かけなど、ソフト面での支援を求める声も伺っています。

視覚に障がいがあるがゆえに投票の機会が奪われ、または困難を強いられることは、機会均等とは言えません。障害者権利条約では「合理的配慮を行わないこと」を差別としています。視覚障がい者権利拡充の取り組みを進めてこられたことは承知していますが、依然として述べてきたような不利益な状態があります。

この条約の第4条では、締約国は障がい者に関する問題についての意思決定過程において、障がい者と緊密に協議し、障がい者を積極的に関与させるよう定めています。ともに生きる社会かながわ憲章を定めた本県としても、条約の精神に則って差別解消のために一層努力する必要があると考えます。

そこで選挙管理委員会書記長に伺います。障害者権利条約の規定に則り、障がい当事者の参加を得て、参政権保障をテーマにした検討会や協議会を設置する等、視覚障がい者の投票における不利益の是正にかかる取り組みを強めるべきと考えますが、見解を伺います。

以上です。

**水谷選挙管理委員会書記長**：選挙管理委員会関係のご質問についてお答えします。視覚障がい者の参政権保障についてお尋ねがありました。

これまで県選挙管理委員会では、視覚障がいのある方が選挙権を確実に行使できるよう、障がい者団体との話し合いの場などを通じて、様々なご要望を聞きながら投票環境の整備に努めてきました。

例えば、選挙公報については視覚障がい者の支援施設である神奈川県ライトセンターと相談しながら、全国に先駆け点訳と音訳を行い配布しています。また、投票所を管理運営する市区町村の選挙管理委員会に対し、点字投票しやすい記載台の設置方法など、投票所設備等で留意すべき事項について具体的に情報提供を行い、積極的な取り組みを促しております。

現在、新たに障がい者、障がい当事者が参加する検討会や協議会を設置することは予定していませんが、今後も県選挙管理委員会として視覚障がい者団体等のご要望も伺いながら、障がいのある方に配慮した投票環境の整備にしっかり取り組んでまいります。

答弁は以上です。

## <要望>

**大山議員**：次は、視覚障害者の参政権保障についてです。

市町村と連携して、改善に向けて展望が見えるご答弁をいただきました。

人的問題・財政的問題が立ちはだかることもあると思います。予算の割り当てがこれだけだからこの程度しか改善できないというのではなく、あくまで求められるのは障がいのある人もない人も、政治参加の機会が均等に保障されることです。あるべき姿を実現するために、財源措置を含めた対応を追求されたいと思います。

## 【2】県政の重要課題について

### (1) 企業誘致施策と産業政策の見直しについて

#### ア) 企業誘致施策の経済的効果について

大山議員：次に県政の重要課題について、何点か伺います。

初めに企業誘致施策と産業政策の見直しについて伺います。まず、企業誘致施策の経済的効果についてです。本県の企業誘致策を検証する立場から質問をします。

インベスト神奈川、インベスト神奈川2ndステップ、セレクト神奈川100の3つの施策の合計の助成金、減税額は、合計で約610億円です。本県は、投資額や雇用数、税収を経済的効果として喧伝していますが、これらは企業誘致助成金等の施策があったからこそと言えるのか、はなはだ疑問です。

日産の元社長カルロス・ゴーン氏は、松沢前知事の著書の中で「日産の既存の拠点に近いロケーション、そして確立されたサプライチェーンを持つ神奈川県には天性の強味がある」と述べています。これを裏付けるように、インベストで誘致した企業へのアンケート調査では、「本県への進出を決めたメリット」としては「交通利便性」や「労働力の供給」、「既設施設との近接性」などが上位で、「補助金などの自治体の支援」は回答した111企業中、わずか19社、17%に過ぎません。

そこで知事に伺います。そもそも本県に誘致した企業の立地の動機と企業誘致助成金等との因果関係が希薄であり、立地企業の投資額や雇用数、税収等の数値を企業誘致施策による経済的「効果」として示すことは不相当だと考えますが、知事の見解を伺います。

黒岩知事：県政の重要課題について何点かお尋ねがありました。

まず、企業誘致策と産業政策の見直しについてです。はじめに、企業誘致策の経済的効果についてです。

企業が立地を検討する際は、行政の支援をはじめ交通機関の整備状況や取引先との距離など様々な要素を比較検討し、総合的な判断のもとで立地を検討します。本県には高速道路網や新幹線、隣接する羽田空港といった交通インフラや、優れた産業集積など企業誘致する上での大きな強みがあります。

一方で、近県と比べて地価が高く、コスト面が弱い、となっています。こうしたなか、本県で中央連絡自動車道がほぼ全線で開通するなど、関東全域で交通利便性が大きく向上し、企業誘致における地域間競争は激しさを増しています。

本県の企業誘致策はコスト面の弱みを補うだけでなく、立地を歓迎する本県の姿勢を強くアピールする上で、非常に有効だと考えています。

実際、セレクト神奈川100の認定企業からは、補助金などの県の支援策が社内の意思決定で最終的な決定打となった、という声も聞いています。こうした支援策の活用を企業に働きかけ、併せて用地情報の提供や許認可手続きの調整など、丁寧な誘致活動を行うことで立地に結び付けています。

このため、企業立地によって生まれる投資や雇用などを企業誘致策による経済的効果として示すことは、適当だと考えています。



## イ) 企業誘致助成金の要件について

大山議員：次に、企業誘致助成金の要件についてです。

私が関東近県と大都市を抱える 18 都道府県を調査したところ、本県の問題点が浮き彫りになりました。

1 つめは、助成額の大きさです。ほとんどが年に 10 億円程度で、静岡県と本県の約 50 億円は突出しています。

2 つめには、雇用に関する助成要件です。助成実績のある 17 道府県中 12 道府県で、県内雇用を要件としており、北海道では「親会社からの出向者は雇用増の対象としない、有期雇用であっても雇用契約に自動更新の条項を設ける、経営上の理由により更新を行わない旨の条件を設けてはいけない」など、極めて厳格な条件を設けています。

新潟県では新卒や U ターン、I ターンの人材確保に、月額給与の二分の一を補助しています。長野県では、一定期間、事業者理由での解雇を禁じています。雇用人数に応じて交付金を当てることは、山梨県や福岡県でも行われています。多くの道府県が企業誘致策を通じて県内雇用の安定継続に腐心していますが、県民の税金を用いるのですから当然です。

ところが、本県は県内雇用を助成要件とせず、県内雇用数を把握すらできていないのが実情です。巨額の助成を受けながら、大量リストラを行っても一切関知していません。

こういう姿勢では、税金を使って行う政策として甚だ無責任であると言わざるを得ません。インベストで最高額の 104 億円もの誘致助成金を受けた日産では、コストカッターの異名をとる社長が派遣切りを含むリストラを繰り返し、労働者の怒りは争議にも発展しています。

3 つめは、地域偏在です。本県誘致企業の 47% が横浜・川崎に集中していますが、集中地域にさらなる人口集中を招く本県施策は、住環境に配慮した都市計画という面でも問題です。

全国には企業の地域偏在を解消するユニークな取り組みがあります。たとえば、茨城では過疎地域に進出する企業には事業税や不動産取得税の課税免除メニューが設けられていますが、本県誘致策にはそれがなく漠然としています。

そこで知事に伺います。他県の施策と比べて、本県の企業誘致制度には県内雇用の確保や地域偏在の解消など、県民の利益に直結する企業誘致助成の条件設定がないことが際立っていることについてどう考えているか、その点について知事の見解を伺います。

黒岩知事：次に、企業誘致助成金の要件についてです。

本県の企業誘致施策では、一貫して雇用の創出を主な目的の一つとしてきました。セレクト神奈川 100 の助成金をはじめとした支援を受けるためには、大企業は 50 人以上、中小企業は 10 人以上の常用雇用を要件としています。この常用雇用の対象は県民に限定していませんが、企業誘致により新たな雇用の場が生まれ、その企業が長く地域に根づくことで、将来にわたって県内に雇用が確保されることとなります。

さらに、誘致した企業が県内で事業活動を行うことで、県内企業への発注が増え雇用が創出されることから、県民の利益につながっていると考えています。また、県全域で企業誘致が進むよう、県は市町とともに企業誘致のための協議会を作り、県・市・町の支援策や各地域の産業用地を県外でのセミナーや展示会などで積極的に PR してきました。

しかし、横浜・川崎地域に比べ、横須賀・三浦地域や県西地域で企業立地が少ないという状況もありますので、市町などの意見も聞きながらこうした地域に立地が進むよう、セレクト神奈川 100 終了後の企業誘致策を検討いたします。

一方で、立地の支援にあたり、雇用や立地先について過度な条件を設定すると企業が本県への進出を断念し、結果として県経済の活性化を阻害する恐れがあることから、要件の設定は慎重に検討する必要があると考えています。

### <要望>

**大山議員**：県政の重要課題について、要望を申し上げます。

企業誘致に関しては、過度な条件設定にすると企業は来てくれなくなるというご答弁でしたけれども、過度な条件設定を私は求めてはおりません。県民の税金を使うのであれば、最低限、県内雇用の数を把握し県内雇用を条件にするでありますとか、県内発注を位置付けるとか、そういった配慮が必要ではないかという質問の趣旨でした。

企業誘致の制度設計に関しては多少の改善を図られる、地域偏在等、多少の改善を図られるということを伺い、その点は多少評価したいと思いますが、基本的に費用対効果が不明確であることは明らかです。厳しい財政を強調し県民サービス削減の理由とされてきている中で、費用対効果を明らかに示せない企業誘致を優先することは、県民の理解が得られないと指摘させていただきます。

### ウ) 産業政策の見直しについて

**大山議員**：次に、産業政策の見直しについて質問します。

先に挙げた松沢元知事は「大企業を相手に政策を展開するのは国の仕事であり、地方はもっぱら中小企業対策に腐心してきたという歴史的な背景がある」と語っており、以来、県は中小企業から大企業へと政策転換を行ってきました。セレクト神奈川 100 は、中小企業支援を強めたとされていますが、対象となるのは土地・建物・設備等への投資額が 5 千万円以上の比較的体力のある企業です。

「誘致した大企業からの発注が中小企業支援につながる」という論が語られますが、それならば、県内発注が努力義務に過ぎないことは大問題です。助成企業の発注件数・発注額ともに、県内発注は総じて半分以下です。

県が優先的に支援すべきは中小企業であり、その仕事起こし等、地域の経済循環を促進することではないでしょうか。他県では中小企業支援にも資する次のような雇用要件を設けています。山梨県では、リストラに遭った労働者を雇用すれば 1 人 100 万円を補助する制度があります。長野では、小規模な本社機能の県外からの移転に対し、長野県独自の本社等移転促進助成金制度を設けています。京都府では条例を設け、新規の常用雇用者に関し正規雇用 1 人 40 万円、障害者雇用 1 人 50 万円の補助を行っています。

消費税の増税のたびに倒産リスクが高まり、赤字経営に苦しみながらも地域に根差し、地域から循環型経済のエンジンを回している中小企業にこそ、設備投資への助成や融資など直接的財政支援を強めるべきと考えます。

そこで知事に質問です。産業政策については大企業支援はやめて、中小企業、とりわけ小規模企業の支援に重点を移すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

**黒岩知事**：次に、産業政策の見直しについてです。

県は地域経済を支える中小企業・小規模企業への支援を産業政策の大きな柱に据え、商工会・商工会議所を通じた経営支援のほか、制度融資による金融支援や神奈川県立産業技術総合研究所による技術支援などを行っています。

セレクト神奈川 100 においても、中小企業にとって使いやすい制度となるよう、大企業は投資額 20 億円以上を支援の要件とする一方、中小企業は 5000 万円以上を要件としています。これにより、支援した企業の 7 割以上が中小企業となっています。

また、企業誘致施策で立地を支援した企業には県内企業への発注を努力義務としているほか、県内企業との受発注商談会に参加を促すなど、県内発注を増やす取り組みを行ってきました。

こうした取り組みにより、誘致した企業が県内企業に発注した額は、累計で約 2 兆 4500 億円に上っています。さらに神奈川 R & D 推進協議会の参加を促すことで、県内中小企業が持つ優れたオンリーワン技術のマッチングを行い、共同開発の新たなイノベーションの創出にも取り組んでいます。

今後も、県経済の活性化と雇用の創出を目指して企業誘致を推進するとともに、地域経済を支える中小企業・小規模企業の支援にもしっかりと取り組み、本県から経済のエンジンを力強く回していきます。

## <要望>

**大山議員**：また、産業政策の転換に関しては現在でも中小企業支援を行っているとのことでしたが、今年度の企業誘致・国際ビジネス課の予算は約 54 億円となっていて、一方、中小企業支援全体の予算は約 62 億円です。

これは、単純に大企業対中小企業の対比ではないと承知していますが、産業支援の考え方として、県内事業者数の約 99% を中小企業が占めていて循環型地域経済に貢献されている実態を見れば、国の支援が薄い地域の事業者を支援するという地方自治体の本来的な役割に立ち戻られますよう、要望を申し上げます。

## (2) 米軍に関する問題について

### ア) 相模総合補給廠について

**大山議員**：次に、米軍に関する問題について伺います。はじめに、相模総合補給廠についてです。

本年 9 月 28 日、防衛省から相模原市と本県に、米軍が相模総合補給廠に第 38 防空砲兵旅団司令部が 10 月中旬から駐留を開始するとの情報提供がありました。「防空」はレーダーの指揮、「砲兵」はミサイル迎撃を意味することから、ミサイル部隊司令部と言えます。

国は 9 月 5 日に通報を受けていますので、約 3 週間もの間、本県や相模原市に情報が共有されなかったことは問題です。相模原市の加山市長は「大変遺憾な事態」だと述べられました。配備当日の 16 日には、基地縮小や返還を求めてきた市民諸団体の抗議行動がありました。「結果だけを『有無を言わず』に押し付けてくる日米両政府のやり方は、まった

く許されない」、「米陸軍が 73 年にわたって占有し続けている。今回の移駐でさらに長期占有し続けることになる」等の市民の声が上げられました。

新司令部は半年から一年かけて段階的に約 115 人を増員し、国内二か所の通信所と日本に駐留する沖縄県・嘉手納基地のパトリオットミサイル大隊を指揮統制し、グアムの高高度迎撃ミサイルシステム THAAD も指揮下に置く方針も示され、さらに韓国の THAAD や海上のイージス艦などとも連携も想定されています。ハワイの米太平洋空軍司令部が司るインド・太平洋全域の弾道ミサイル防衛の新たな拠点としての「前方司令部」が、相模総合補給廠に設置されたのです。

私たちは、日本共産党相模原市議と国会議員らとともに防衛省に聞き取りを行ったところ、「米側から、役割や任務など、基地機能の変化はないと説明を受けている」という回答でしたが、「今回の配備は米軍のアジア太平洋地域全域でのミサイル迎撃システム構築のためのもので、補給廠の基地機能が大きく変質する」という指摘は、否定しませんでした。

結局のところ、日本防衛とは無関係な米軍のインド太平洋戦略のための基地強化に他なりません。例えば、キャンプ座間の第一軍団前方司令部が中東に展開する局面があれば、その部隊に指令を下すことになるのではという懸念も語られています。

兵站基地であったものが戦闘行為の指揮の拠点とされることは、基地機能の大転換です。攻撃の対象とされる危険性も増します。地元相模原市は補給廠の一部返還が叶って、その跡地利用に期待が膨らむ状況でした。地元市や本県に何ら説明もないまま基地機能強化につながる司令部の配備が決定されたことは、到底容認できません。

そこで知事に伺います。相模総合補給廠の基地強化をもたらし、基地の恒久化につながりかねないミサイル部隊司令部の配備撤回を県として国と米側に申し入れるべきと考えますが、見解を伺います。

**黒岩知事：**次に、米軍に関する問題についてお尋ねがありました。まず、相模総合補給廠についてです。

相模総合補給廠においては、すでに日本に配備されている防空部隊の指揮・統制および調整を行う第 38 防空砲兵旅団司令部が 10 月 16 日から新たに駐留しています。新司令部については、国からの事前の説明によりますと、配備されるのは司令部とその要員とのことであり基地周辺住民の生活に特段の影響を与えるものではないとされています。

一方で、新司令部については任務や活動内容など不明な点も、住民の皆様の安心のためにはより具体的な情報提供等が必要です。そこで、国に対しさらなる情報提供や基地周辺住民の生活に影響が生じることのないよう、万全の対策を取ることを求めています。今後も基地周辺住民の皆様の安心のため、適時、適切な対応を行うよう、国に働きかけてまいります。

## イ) 空母艦載機墜落事故について

**大山議員：**次に、空母艦載機墜落事故について伺います。

今年 11 月 12 日、那覇市沖海上に F A - 1 8 戦闘機が墜落しました。同型機は、これまでも深刻な事故を繰り返し起こしています。同機は横須賀港を母港とする米原子力空母ロナルド・レーガンの艦載機です。私たちは、直ちに防衛省と外務省に聞き取りを行いました。

被害情報等はないとされていますが、神奈川県民にとって空母艦載機の墜落は、大和市の館野鉄工所、横浜市青葉区の住宅街と、繰り返し尊い多くの人命を奪った記憶に直結します。ところが、米軍によると事故後すぐに通常の運用に戻ったとされています。事故を起こした機の原因究明がされないまま、飛行を続けているということです。これほど国民・県民を愚弄する対応があったのでしょうか。

神奈川県基地関係県市連絡協議会では、日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について適切な改善を図りたいとの要望を国に出していますが、その中に事故原因の公表と安全対策を講じるまでの同機種飛行中止も盛り込まれています。

また、全国知事会でも地位協定の抜本的な見直しを含んだ米軍基地負担に関する提言が全会一致で採択されたところであり、これに基づく取り組みが求められているところです。

そこで知事に伺います。原因究明ができずに再発防止は不可能であり、今年11月に墜落したF A-18戦闘機の同型機が飛行差し止めされていないことに対し、国だけでなく米側にも抗議し、原因究明と再発防止に取り組むことを強く要望するべきと考えますが、見解を伺います。

また、基地関連の被害が相次ぐ中で、日米地位協定の改定に向けた取り組みを加速化すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

**黒岩知事**：最後に、艦載機墜落事故についてです。

これまで米軍機の安全確保について、私が会長を務める渉外知事会や神奈川県基地関係県市連絡協議会を通じて、機器の点検整備、パイロット教育の徹底等、万全の措置を講ずることを国に求めてきました。併せて、米軍機の事故が発生した場合には、事故原因の公表や国の責任において安全性を十分に検証すること、再発の防止の安全対策が講じられるまでは同機種飛行を中止することなどを求めてきました。

11月に沖縄県沖で発生した墜落事故についても、神奈川県基地関係県市連絡協議会として国に対し、事故の原因究明と再発防止策について要請しました。今後も、米軍機の事故については国を通じて適切な対応を求めてまいります。

また、日米地位協定の改定については、これまでも渉外知事会を通じて国に働きかけてきました。特に航空機事故との関連では、事故の原因究明や事故後の安全対策に日本側が関与できないといった地位協定上の課題を指摘し、その改定を求めてきました。

今後も渉外知事会を通じて、基地に起因する様々な課題を抜本的に解決するため、日米地位協定の改定に向けて取り組んでまいります。

答弁は以上です。

### <再質問>

**大山議員**：たくさん聞いておりましたので、早口でのご答弁になってしまい申し訳ありません。米軍に関して再質問させていただきます。

先ほどご答弁では、地位協定の改定に関してこれまでも取り組んできたということでしたが、地位協定改定に関しては全国知事会が沖縄の翁長知事の要望を受けて米軍基地負担に関する研究会を設け、回を重ねてついに今年7月、日米地位協定の抜本的改定を求める中身を盛り込んだ「米軍基地負担に関する提言」が全会一致で採択されました。

こういった経過を経て、知事ご自身はどのような認識の変化がありましたか。伺いたいと思います。

**黒岩知事**：再質問にお答えいたします。

基地に起因する様々な課題を抜本的に解決するためには、日米地位協定の改定が必要であります。このため、これまでも渉外知事会を通じて日米地位協定の改定について国に働きかけてきました。

こうした取り組みに加え、今年7月、全国知事会においては米軍基地負担に関する提言が採択されたことは、基地のない自治体も含めて、日米地位協定を含む基地問題について共通理解を得たものでありまして、意義深いことと考えております。今後も、全国知事会とも連携しながら、日米地位協定の改定に向けて取り組んでまいります。

答弁は以上です。

### <要望>

**大山議員**：また、米軍問題では、基地のない県の知事さんまで入った全国知事会がこのような提言を、米軍基地に関する提言を公表されたということに意義深いと捉えておられる、そういう点では私たちも一緒です。

全国知事会が設置した日米地位協定改定の研究会が6回開催された中、残念ながら黒岩知事ご自身の出席は一度もなかったということですが、これは私はとても残念です。基地を有する沖縄の翁長知事などは、6回中5回出席をなさっています。空母艦載機が移駐したあの山口県の知事も参加されております。代理の方だったら駄目だという話ではないですけれども、渉外知事会会長である黒岩知事ご自身の出席とうのは、非常に意義深いものがあると、そのお立場に対する大きな期待が寄せられていると思います。

米軍の訓練が勢いを増している中、地位協定の改定は940万神奈川県民にとどまらず、国民の安全がかかっていると言っても過言ではありません。前にもまして地位協定改定の実現に向けて本気の取り組みを要望し、私の代表質問を終わります。

ご清聴、ありがとうございました。